ふりがな：

開始事件 事件番号　令和　　年（家）第　　　　　　　号　　本人の氏名：

**監督事務報告書（２回目）**

**【総合支援型】**

大阪家庭裁判所　　御中

（報告対象期間：令和　　　　年　　　　月　　　　日～令和　　　　年　　　　月　　　　日）

令　和　　　　　　年　　　　月　　　　日

住　所

報告者（監督人）　　　　　　　　　　　　　印

電話番号

**１　後見人等との面談等の実施状況について**※回数欄には報告対象期間の面談等の回数を記載

(1)　後見人との面談等

ア　（時期）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（回数）　　回

イ　面談の目的，内容等

（内容）

(2)　本人との面談等

ア　（時期）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（回数）　　回

イ　面談の目的，内容等

（内容）

(3)　支援者・関係者との連携

支援者・関係者から把握した本人の心身や生活状況，本人が必要としている支援の内容等

**２　後見人に対して行った支援の概要**

(1)　初回報告時において把握した後見事務に関する課題

ア　支援の具体的内容

イ　残存する課題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

(2)　初回報告後に認識した後見事務に関する課題

ア　後見人と認識を共有した後見事務上の課題

□　なし

□　あり

（具体的内容）

（後見人の解決方針）

（監督人の意見，行った支援の具体的内容）

イ　残存する課題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

(3)　後見人の資質・能力

ア　初回報告の内容を踏まえた後見人の課題に対して監督人が行った支援の具体的内容

イ　到達点を見据えた後見人の課題に対して監督人が特に行った支援の具体的内容

**４　後見人の事務の遂行状況について**

(1)　報告事務

ア　提出期限の遵守状況

□　後見等事務報告書 （提出期限　　．　 ． 　 提出日　　．　 ． 　）

□　財産目録等及びその裏付け資料 （提出期限　　．　 ． 　 提出日　　．　 ． 　）

□　収支予定表及びその裏付け資料 （提出期限　　．　 ． 　 提出日　　．　 ． 　）

□　期限の徒過があった場合，その理由並びに監督人が行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

イ　後見等事務報告書

(ｱ)　記載内容に関する問題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

(ｲ)　問題がある場合，監督人の行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

ウ　財産目録等（相続財産目録含む。）及びその裏付け資料

(ｱ)　確認事項

□　①必要十分な資料（通帳等）の適式な添付

□　②添付されている資料及び金銭出納帳等の帳簿の原本

□　③資料及び財産目録等の記載内容

(ｲ)　上記①ないし③のいずれかの項目に関する問題の有無

□　なし

□　あり（項目番号　　　　　　　　　）

(ｳ)　問題がある場合，監督人の行った指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

(2)　財産管理事務

ア　予定されていた収支及び臨時収支の内容を踏まえた流動資産の変動に関する問題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

イ　その他の観点（意思決定支援を含む。）から見た財産管理事務に関する問題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

ウ　前記ア及びイについて問題・不正があった場合における，監督人の指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

(3)　身上保護事務

ア　本人の心身や生活の状況に関する問題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

イ　その他の観点（意思決定支援を含む。）から見た身上保護事務に関する問題の有無

□　なし

□　あり

（内容）

ウ　前記ア及びイについて問題があった場合における，監督人の指示・支援の具体的内容及び後見人の対応

**５　後見制度支援信託・預貯金等（支援商品）の利用について**

□　支援商品の利用を検討したが，次の理由から必要がない，又は，相当ではない。

□　支援商品の利用が必要かつ相当である（またはその可能性がある）が，利用に至るにはなお次の検討が必要である。

□　支援商品の利用が必要かつ相当であり，後見人と検討した結果，次の条件により利用することにしたい。

□　別添報告書兼指示書記載のとおり

□　預入金額　　　　　　　　　　　　　　円

定期送金　　無　・　有（　　　月ごとに　　　　　　　　円）

報告書兼指示書の提出予定時期 令和　　　年　　　月　　　旬頃）

**６　付加的な監督事務について**

(1)　前回の報告から今回の報告までの間（今回の報告が２回目の時は就任時から今回報告までの間）に行った特別な監督事務があれば，その内容を記載してください。

□　特になし

□　次の事務を行った　※複数回答可

□　個別の課題（後見制度支援信託・預貯金等の利用検討，施設入所の検討等）について

の対応の指導・助言等

□　営業・民法１３条１項各号の行為についての同意の検討

□　解任申立て等

□　監督人自ら必要な処分をした場合

□　本人・後見人間に利益相反がある場合の監督人による代理権行使

□　死後事務の指導・助言等

□　その他監督事務

(2)　(1)で記載した特別な監督事務について具体的にどのような対応を行ったか，以下に記載してください。

**７　後見人の職務の状況及び本人の利益保護のための今後の体制について**

(1)　到達点に至ったか否かの評価

ア　意思決定支援

□　次の理由から，至ったと評価できる。

□　次の理由から，至ったとは評価できない。

イ　財産管理事務（支援商品利用のための支援については(2)に記載。）

□　次の理由から，至ったと評価できる。

□　次の理由から，至ったとは評価できない。

ウ　身上保護事務

□　次の理由から，至ったと評価できる。

□　次の理由から，至ったとは評価できない。

エ　報告事務

□　次の理由から，至ったと評価できる。

□　次の理由から，至ったとは評価できない。

オ　地域における相談窓口理解

□　次の理由から，至ったと評価できる。

□　次の理由から，至ったとは評価できない。

カ　総合評価

□　親族後見人が適切かつ円滑に後見事務を行うための知識や経験を身に付けたと評価できる。　→後記(2)，(4)へ

□　上記の評価はできない。　→後記(3)，(4)へ

(2)　今後について１（後見人が到達点に至っている場合）

□　親族後見人が専門職の関与なく後見人としての事務を行うのが相当である（監督人の辞任が相当である。）。

□　支援商品利用に向けた支援を行うため，親族後見人が後見人として事務を行うとともに，引き続き後見監督人（総合支援型）の監督が必要である。

□　次の理由（例：遺言書があるため支援商品の利用が相当でない。）で，親族後見人が後見人として事務を行うとともに，別途後見監督人（定期確認型）の監督が必要である。

□　重点的に支援する必要性が高い専門的知見の求められる後見事務上の課題等があるため，親族後見人が後見人としての事務を行うとともに，別途後見監督人（個別課題支援型）の監督が必要である。

（課題内容）

(3)　今後について２（後見人が到達点に至っていない場合）

ア　監督人が選任されてから通算２年経過していない場合

監督人が選任されてから通算２年を経過するまでに，親族後見人が適切かつ円滑に後見事務を行うための知識や経験を身に付けることが見込まれますか（見込みの有無によって下記チェックボックスを選択）。

□　その見込みがあるため，次のとおり監督人による総合支援の期間を延長するのが相当である。

(ｱ)　延長すべき期間　　　　　か月（令和　　年　　月末まで）

(ｲ)　延長すべき理由

□　次の理由からその見込みがないため，親族後見人に辞任を促すとともに，専門職後見人を選任するのが相当である。

イ　監督人が選任されてから通算２年経過した場合

□　親族後見人に辞任を促すとともに，専門職後見人を選任するのが相当である。

□　その他

(4)　本人の権利擁護のために適切な，後見体制についての意見

**８　その他，監督事務について報告しておきたい事項**

□　なし

□　あり（具体的な内容は次のとおり）

**(1) 意思決定支援の到達点について**

|  |
| --- |
| 意思決定支援ガイドラインの基本的な考え方に関する以下の事項について説明を受け，理解すること①　本人のことを決めるときに，本人の意思を無視して決めたり，後見人や支援者等の価値観や判断等を本人に押し付けたりしてはいけないこと②　本人が自分で自分のことを決めたり安心して自分の意見を伝えたりすることができるようになるためには，後見人や支援者等が日頃から本人と信頼関係を構築するとともに，本人が日常的な事柄について自分で決めたことを尊重される経験を重ねることが大事であること③　一見不合理に見える意思決定を行ったというだけで，本人に自分で決める力がないと判断されるものではないこと。また，本人が自分で決めることができるかどうかは，その時点でその課題ごとに判断する必要があること④　本人の意思決定について実行可能なあらゆる支援（必要な情報を提供し，本人の意思や考えを引き出すなどして，本人が意思決定をするために必要な支援をすること）を尽くしたのでなければ，本人には意思決定ができないと判断できないこと⑤　本人が自分で決めることができないときでも，まずは，明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思に基づき行動すべきであること⑥　本人の意思を推定することすらできない又は本人が表明した意思等が本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生ずる場合には，本人にとって最善の利益に基づく方針をとること。また，代行決定は，意思決定を先延ばしにできず，他に方法がない場合に限って行うこと⑦　本人の居所の変更等重要な事項について本人の意思決定を支援するにあたっては，支援者と協力することが大事であること |

**(2) 財産管理事務の到達点について**

|  |
| --- |
| ①　本人財産の全体を正確に把握した上で，本人財産を他人の財産とはっきり区別して管理できること②　本人の意思を踏まえて策定した本人財産の管理に関する基本的な方針に基づき，本人財産を適切に管理できること（後見人の思い込みだけで本人財産を管理してはならないことにつき，理解すること） |

**(3) 身上保護事務の到達点について**

|  |
| --- |
| ①　本人の意思を踏まえて策定した基本的な方針に基づき，本人の身上を適切に保護できること②　以下の事項について，理解すること〇　定期的に本人と面会し，本人の心身・生活状況を把握する必要があること〇　後見人は「チーム」の一員として，必要に応じて，福祉・医療等の支援者に相談すること。本人に生活上の問題点や身上面での課題が生じた場合には，支援者に適切なタイミングで相談し，その助言を受けること |

**(4) 報告事務の到達点について**

|  |
| --- |
| 以下のような基本的な事務を適切に行えること①　最新かつ的確な書式を用いて，適切な内容の書面を作成すること②　提出すべき書面・資料とそうでない書面を選別し，前者のみを提出すること③　提出すべき書面を，提出期限までに提出すること④　添付資料には，資料番号を振ること  |

**(5) 地域における相談窓口理解の到達点について**

|  |
| --- |
| 　本人が居住する地域における福祉・行政の窓口について，認識すること |